

平成27年第6回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成27年5月21日 木曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 27名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

17番 玉元正助 委員 18番 友利光徳 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明願について

平成27年第6回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成27年5月21日 木曜日 14時00分から16時30分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (27人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (3人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		×	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	佐久田寛勇		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		×
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		×	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

17番委員 玉元 正助 18番委員 友利 光徳

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 池田 良永 次長兼農政係長 上地 寿男

農地係長 川満 邦弘 主査 豊見山 徹 調整官 川満 秀盛

7. その他の出席者

宮古農林水産振興センター 宜保

開 会 14時00分

閉 会 16時10分

8. 会議の概要

平成27年5月21日

開会： 14:00

議長 ただ今から、平成27年第6回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は27名で、定数に達しておりますので、宮古島市会議規則第11条により総会は成立しております。本日、3名の欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、17番：玉元正助委員、18番：友利光徳委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の池田良永氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用貸借権、交換移転、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）について」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）は9件でございます。まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から9番までは、議案書13ページから21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、下地線に創価学会の会館があります。その斜め向かいに位置します。周辺はサトウキビが植えられております。当地は現在、雑草等が生えており整地してサトウキビを植える予定であります。

4番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部大橋を左に折れて、長山港に向けに行きますと右手の方に下地島空港の旧施設があります。申請地はその裏になります。本人はサトウキビ作中心に頑張っており、サトウキビの規模拡大になります。

11番委員 受付番号3番から5番について、現地調査の結果を報告いたします。
事務局より説明がありましたように、3件とも那覇市からの競売物件となっております。
3番の申請地は、上野庁舎の北側になります。現在はサトウキビの収穫あとで耕起されて植え付け準備がされております。

4番の申請地は、西城中学校から砂川方面向けに南へ約1kmの地点にあります。現在は草地となっておりますが、今後はサトウキビを植える予定であります。

5番の申請地は、佐良浜から佐和田集落向けの直通道路があります。佐和田集落の入口のすぐ右側になります。本人は路地・施設野菜を中心にやってきましたが、サトウキビにも力を入れていきたいという事です。

12番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺小学校交差点より、保良方面に進みますとナンコウジ坂があります。そこをうって行きますとT字路があり、T字路のすぐ東側になります。申請人の畑と隣接しております。

18番委員 受付番号7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。
7番の申請地は、保良集落の西側に所在します。今年、県営で土地改良することになっており、本人はサトウキビの規模拡大を予定しております。
8番の申請地は、城辺の深底という場所になります。本人はサトウキビの規模拡大を予定しております。当農地は今年県営で土地改良することになっています。

21番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西原集落入手前の右側一帯をツナヂ原といいます。県道83号線、市街地から西原へ入る南口手前、40メートルほどの左になります。現在はサトウキビが栽培されています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から9番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）は、2件でございます。まず、受付番号10番から11番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号10番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号10番から11番までは、議案書22ページから23ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、砂川小学校北、約300メートルに位置します。本人はサトウキビ作中心に頑張っております。受付番号14番と関連しています。

16番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古島市消防本部の道を隔てて向かいになります。現場確認時にはシークァーサーやグァバなど果樹が植え付けられていました。本人は取得後はサトウキビを植える予定です。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権）」受付番号10番から11番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。
次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（交換移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（交換移転）は、2件でございます。
まず、受付番号12番から13番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号12番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号12番から13番までは、議案書24ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

12番委員 受付番号12番・13番について、現地調査の結果を報告いたします。
12番の申請地は、宮古島市消防上野出張所の前の農道を北へ100メートルのところの赤嶺さんのマンゴーハウスがあります。現在はかぼちゃが栽培されております。
13番の申請地は、県道190号線、通称新里線沿いに新里公民館から平良向け約500メートルにあります。現在はサトウキビが植えられています。効率的な交換移転だと思います。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。
次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、18件でございます。
まず、受付番号18番から30番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号14番から31番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号14番から31番までは、議案書26ページから43ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

29番委員 受付番号22番について、譲渡人・譲受人の住所が同じで農業の開始とあるんですが、継承とはならないんですか。

事務局 親子関係と思われるんですが、世帯が別なので認められると思います。

議長 担当委員の方からも説明をお願いします。

18番委員 本土から帰省し、親と一緒に農業していますが、次男なので親から譲り受ける財産という事になっております。

9番委員 同じ質問になるんですが、27番・28番も同じ住所になっているんですが、これも同じ事ですか。

事務局 はい。住所は同じですが、別世帯となっております。

議長 他に質疑がある方は挙手でお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号18番から30番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（賃貸借権の設定）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に、P46の議案5番の西里さんの住所が宮古島市になっていますが、現住所は浦添市港川543-3（C-7）になります。訂正をお願いします。
今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、8件でございます。
まず、受付番号1番から8番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、自衛隊の前の道路を東へ650メートル行き、最初の十字路を右に600メートル行くとパイプハウス19棟あります。ピーマン・インゲン・オクラ等が植え付けられてお

りました。

- 1 0 番委員 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、福嶺小学校を南へ 2 0 0 メートルのところにあります。周囲は集落があつて、その真ん中に畑があります。本人はサトウキビ・畜産の複合経営しております。
- 1 1 番委員 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、消防上野出張所の西隣になります。本人は少しずつではありますが、農業に携わって行きたいと頑張っております。
- 1 2 番委員 受付番号 4 番・5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
4 番の農地の所在は、新城集落に向かいますと、通称おっぱい山があります。西と東に分かれていまして、東の山の後ろ側になります。現在はサトウキビ収穫後、そのまま放置された状態ですが本人が利用権設定後、トラクター等で耕運し夏植えの準備をするという事です。
5 番の農地の所在は、城辺中学校の北、4 0 0 メートルに位置します。再設定という事になります。現在はカブだしが植えられております。
- 1 8 番委員 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、中休みから友利向け、友利・城辺線に宮古総合開発があります。その北あたりの集落内にあります。本人はサトウキビ作中心に頑張っております。
- 2 3 番委員 受付番号 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西中農事集会所、東側の道路を南へ 3 0 0 メートルのところ十字路があり、その十字路を右に 2 0 0 メートルのところにあります。現在はサトウキビが植えられています。
- 2 8 番委員 受付番号 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、長山港より伊良部製糖工場の方へ 3 0 0 メートル行くと伊良部高校向けの道路があります。そこを 2 0 0 メートル上がったところの右手に牛小屋があり、その牛小屋からさらに 2 0 0 メートルのところ位置します。現在はサトウキビが収穫されており、周囲は夏植えが広がっています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（賃貸借権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第 3 議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第 4 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は 8 件でございます。まず、受付番号 1 番から 8 番までの説明をいたします。

【議案第 3 号、受付番号 1 番から 8 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番について、現況調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、狩俣海中公園へ向かう道路の手前、300メートル左側の県道沿いの畑になります。現在はサトウキビが植えられており、本人はサトウキビの規模拡大を予定しています。

9番委員 受付番号2番について、現況調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、下地中学校から東の突き当たりの国道から上野向け約300メートル左側にあります。現在はハーブ・かぼちゃ・パイン等が植えられておりますが、申請人本人が取得後（8月頃）整地してサトウキビを植える予定であります。

11番委員 受付番号3番・4番について、現況調査の結果を報告いたします。
3番の農地の所在は、宮国線を平良向けに行きますと、新里線と交わる交差点があります。その手前100メートルの十字路を南側に100メートル行ったところに位置します。
本人はユートピアファームの代表者であり、多面的に頑張っております。
4番の農地の所在は、千代田ハイツ横の千代田団地の北側に位置します。以前から申請人本人がカボチャを植えておまして、今回の申請となりました。

12番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、宮古島リハビリ温泉病院を城辺向けに行きますと長北方面へ行く道路がありまして、そこを北へ約1km行き更に東へ500メートルのところに位置します。整備事業も済みでおり、仮換地という事になっていて現在は春植えが植えられています。

13番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、上野中学校前の道路を東へ500メートル行ったところの交差点を北側に高田マンゴーの大型ハウスがあります。その北側100メートルに位置します。申請人本人は20年もハーベスターのオペレーターをしており、地域のキビ作のリーダー的存在であります。

14番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、下南部落から中休みまで、約2kmの直線道路があります。花切から中休み向け100メートル、道路沿い右側にあります。現在はサトウキビ収穫後、カブだしの準備がされておりました。2～3年後に土地改良事業が入る予定だという事です。

18番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、城辺の宮古総合開発の西側になります。周辺はサトウキビ畑が集積されております。本人はサトウキビ作中心に頑張っております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩いたします。

休 憩 : 15:02

再 開 : 15:12

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は、1件でございます。まず、受付番号1番の説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

17番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成27年5月14日に行いました。調査委員は17番私、玉元と18番、友利光徳委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターから宜保主任、事務局から下地局長、池田次長の6人で行いました。

始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条1件、5条9件、非農地証明願3件、計13件の現地調査を13時40分から16時30分まで行い、16時30分から17時まで調査の内容の整理を行いました。特に違反は見受けられませんでした。それでは、4条申請について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、JA沖縄畜産セリ市場の北西約550メートルに位置しており、周囲は住宅化が進んでいる。農地の広がりあり。宅地の広がり、増加傾向にある。区分、集落に接続した第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は、9件でございます。まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たして降ります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、下地中学校グラウンド北、約80メートルに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。区分、役所等から1km未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、国道バイパス沿いにある島の駅みやこのすぐ南側に位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、長山港から伊良部へ向かう県道沿いにあるアダンリゾートのすぐ西側に位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。区分、10ha未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、佐良浜中学校の東、約130メートルに位置している。農地の広がりなし。宅地の
広がりあり。区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろし
いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、スポーツアカデミー宮古島の東約50メートルに位置しており、周囲は住宅化が進
んでいる。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にある。区分、宅地等に囲まれた連単
の第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろし
いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古島市民球場の東約400メートルに位置している。農地の広がりあり。宅地の
広がりあり。区分、集落に接続した第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろし
いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、市民球場の東約500メートルに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がり
ある。集落に接続した第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろし
いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、JA沖縄家畜セリ市場の北西約550メートルに位置します。周囲は住宅化が進ん
でおります。農地の広がりあり。宅地の広がり、増加傾向にある。区分、集落に接続した第1
種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろし
いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古トラック事業協同組合の北、約450メートルに位置しております。農地の広
がりなし。宅地の広がりなし。区分、10ha未満のその他の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろし
いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に日程第7議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局より議案の
朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地の周囲は畑地に囲まれています。面積の半分以上は宅地化されておりまして、農業上利用しがたく非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号2番の現地調査の結果および説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、ほとんど表土はなく、農用地としての利用は困難でありまして、非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号2番の現地調査の結果および説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、ほとんど表土がなく、農地としての利用は困難でありまして、非農地相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。

議長 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

9番委員 発言ではなくて、教えて頂きたい事があります。
4条・5条で申請して審議され、その後転用とおりに使わずに放置したままの状態はどのくらいの期間認められるんですか。その期間以降に、再度申請となるものがあるかと思うんですが、宮古島市ではどのくらいの期間なのでしょう。

事務局 許可を受けて転用するにはまず、すみやかに1年以内には工事は着工しなさいというのがありますが、その期間は定かに定められてはいないと思います。県の方にも確認してみたいと思います。再度申請が必要というのは、譲受人が変わった場合に必要となります。
着工後3ヶ月・半年・1年という事で、随時進捗状況報告は義務づけられているんですが、なかなか上がって来ないのが現状です。ほとんどが個人ではなく、司法書士事務所を通して申請しているので、許可を受けたご本人も意識しているかどうかなんですが、農業委員会としては、適切に指導すべき業務であります。

議長 審議し、決定して1年以内には造りなさいという指導はします。しかしその後、何年も造らないと農地として残ります。1年過ぎた場合の期限がありうるかどうかという質問なんですよ。県の担当の方にその点について、説明をお願いしたいと思います。

振興センター
スタッフ宜保

1度許可を受けてしまえばずっと有効でして、ただ農業委員会としては、許可が出たものについて着工しない場合はその許可を取り下げて下さいというように申請者に勧めて、現状の農地として使うように指導していくべきだと思います。

議長 定まった期間を我々も分かっていませんので、調べて県とも話し合いを持ち報告をしたいと思います。よろしいですか。
その他に質議のある方は、挙手でお願いします。
なければ、先月の総会で記入もれがありまして、事務局より説明させまして同意が得られれば法務局に提出したいと思いますがよろしいですか。

事務局 1枚紙の正誤表という資料を配付いたしました。
裏のほうに先月の議案第1号、8番、3条交換移転なんですが、譲受人を上地弘敏さん外1名とすべきを外1名の記入もれがありまして法務局から指摘を受けました。
先月の許可であります、本日の総会で皆さんの承諾を得て追加したいと思います。審議のほど宜しくお願いします。

議長 総会で承認が頂ければ、法務局と調整するという事です。意見を承りたいと思います。

議長 休憩します。

休 憩 16:03

再 開 16:05

議長 再開します。
この件に関して、承認していただいてよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成25年第5回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会： 16:10

平成27年5月21日

会 長 野 崎 達 男

17番委員 玉 元 正 助

18番委員 友 利 光 徳